

## 入札参加資格の確認について

入札にあたりましては、必ず「公告」及び「共通入札説明書」に記載している入札参加資格を確認した上で、参加してください。  
なお、入札参加資格の確認は次の区分により行います。

- 1 事前審査は、システムが登録業種、ランク、市内外区分、許可区分、希望順位及び指名停止の有無を審査します。  
(審査項目は案件ごとに異なります)  
※ これらの項目が満たされていれば、システムより競争参加資格が「有」と通知されます。
  
- 2 開札後の審査は、入札参加資格確認申請日における有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の提出の有無、入札参加資格確認申請に係る添付資料の記載の有無、入札金額と積算内訳書(入札参加者用)の合計金額(税抜)の一致及び受注制限等を審査します。  
(審査項目は案件ごとに異なります)  
※ 上記1のシステムにより競争参加資格が「有」と通知された場合でも、この審査によって入札参加資格が「無」となった場合は、当該入札は「無効」となります。
  
- 3 落札候補者決定後、事後審査(実績等、公告に記載している事項)により入札参加資格を審査します。経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値(P点)の審査もこの時点で行います。  
※ 実績については、案件により異なりますが、公告で求めている業種や金額等を必ず確認し、入札してください。  
(例えば、土木一式工事の実績を求めている案件において、舗装工事やとび・土工・コンクリート工事の実績は対象とならないため、事後審査により入札参加資格が「無」となります。)  
※ 事後審査後、入札参加資格が「無」となった場合についても、当該入札は「無効」となります。